

生活排水処理基本計画 2014 (平成30年度中間見直し素案)

パブリックコメント結果の公表について

平成31年3月31日

八王子市水循環部水再生施設課

生活排水処理基本計画2014(平成30年度中巻見直し素案)について、皆様から、いただいた御意見を報告するとともに、市の考えを下記のとおり公表します。

記

1 パブリックコメントの概要

- (1) 募集期間 平成31年(2019年)2月15日(金)～平成31年(2019年)3月14日(木)
- (2) 閲覧場所 市政資料室、水再生施設課、市民部各事務所・市民センター、図書館、市のホームページなど
- (3) 提出方法 郵送、電子メール、FAX、持参

2 意見の集計結果

- (1) 意見提出者数 2人
- (2) 意見の件数 9件
- (3) 意見の内訳

意見の分類	件数
第4章 4. <施策3>個人設置浄化槽の維持管理に関するもの	2
第4章 5. <施策4>市民への啓発活動と相談体制に関するもの	3
第5章 3. <施策2>し尿処理計画に関するもの	1
第5章 4. <施策3>最終処分計画に関するもの	1
第5章 5. <施策4>災害時のし尿収集・処理体制の構築に関するもの	2

3 意見の概要及び市の考え方

次頁以下のとおり

No.	施策・分野	ご意見の内容	市の考え方
1	4章4<施策3>	浄化槽法が改正された際に、市は速やかに対応していけるよう、計画の作成をお願いします。	法改正される場合は、国や都の動向、社会情勢などを踏まえて、計画等の再検討をしていきます。
2	4章4<施策3>	浄化槽汚泥の収集に関する手数料は、原油価格、労務単価などの経済情勢の動向を踏まえて、柔軟に値上げがされているのでしょうか。	平成23年8月に浄化槽汚泥等処理手数料は改正しています。今後も、様々な場で市民や学識者等の方々から意見を伺い、効率的な収集・処理体制の構築等も含めて検討していきます。
3	5章4<施策3>	地球温暖化対策の観点から、市のし尿処理事業に関する焼却施設では、白煙防止は不要です。	し尿処理で発生した汚泥の処理を行っている北野下水処理場の焼却施設に、白煙防止装置は設置してありますが、更新時にその効果については検討していきます。
4	5章3<施策2>	希釈放流する方式については、多摩川に関連する自治体への意見照会を行う方が、丁寧な事業運営だと思います。	多摩地域のし尿処理事業を関係市町村と連携し、持続的・安定的に効率よく運営することを目指します。
5	4章5<施策4>	生活排水の処理やきれいな水を川に戻すような事と共に、根源の生活排水をいかに減らしていくかの啓発活動に節水を盛り込んだらどうか。	環境学習のイベント等を通じて、関係部署と連携し、啓発活動の内容について検討していきます。
6	4章5<施策4>	節水タイプの蛇口やシャワー等の器具の紹介や、節水器具の普及を図るために補助金を出す等の検討はどうか。	補助金等の施策については、国や都の動向、社会情勢などを踏まえて、検討をしていきます。
7	4章5<施策4>	生活の場でいろいろと工夫されていることを情報収集し広報などで紹介する等の検討はどうか。	環境学習のイベント等を通じて、関係部署と連携し、啓発活動の内容について検討していきます。
8	5章5<施策4>	災害時の仮説トイレがどこにあるのか、設置、準備方法、使用ルール等を周知していくプロセスを明確にして、市民の不安解消と同時に自治会・町会がやる事を理解することが必要だと思います。	避難所となる小中学校や市民センターの防災倉庫に避難者75人あたり1基を目安に仮説トイレの備蓄整備を進めています。また、町会や自主防災団体などで、実施している防災訓練で設置訓練などを行い、普及啓発を行っています。
9	5章5<施策4>	簡易トイレの家庭備蓄の普及を図る検討も必要ではないか。個人だけでなく町会などストックスペースがあるところ等の単位でも必要ではないか。	水、食糧、簡易トイレなどの生活必需品を最低3日分、できれば1週間分の備蓄を、環境イベントやガイドブックなどで啓発活動を行っています。